

(財)日弁連法務研究財団
認証評価評議会(第2回)議事録

2005(平成17)年2月28日(月)午前10時~正午

(財)日弁連法務研究財団：認証評価評議会(第2回)議事録

1 日 時 2005(平成17)年2月28日(月)午前10時~正午

2 場 所 弁護士会館17階1702会議室

3 出席者

議 長 本林 徹

評議員 大谷 實、片山善博、佐柄木俊郎、新堂幸司、千種秀夫、中村睦男
納谷廣美、吉村徳則(50音順・敬称略)

専務理事 平山正剛

常務理事 飯田 隆

事務局長 由岐和広

事務局員 江森史麻子、中野辰久、水原理雄、宮武洋吉、山本崇晶

4 議 題

(報告事項)

1) 法科大学院をめぐる直近の情勢

2) 事業報告

- ・評価機関としての認証の取得(8/31)
- ・評価委員会の開催(9/6、12/19、2/2)
- ・文部科学省の委託研究
- ・訪米調査(ABA評価員研修参加)
- ・その他

3) 評価員研修

4) トライアル評価

5) 評価委託契約関係

(審議事項)

1) 来年度の事業計画

2) 予算・決算

3) 評価基準の改訂への取り組みについて

4) 評価料について

5) 評価員(大学人・法曹以外)の適格要件

6) 法科大学院の教育と第三者評価の役割について (自由討議)

7) その他

5 資料

資料22 第1回評価委員会議事要旨

資料23 第2回評価委員会議事要旨

資料24 第1回評価委員会議事録

資料25 トライアル評価に関する資料集

資料26 トライアル評価に関する資料集 (厳秘)

資料27 評価員に関する資料

資料28 プレトライアル(授業見学研修会)実施一覧

資料29 ABA研修日程表

資料30 事業報告書

資料31 事業計画(案)

資料32 2004年度認証評価事業予算・決算見込書・2005年度予算書(案)

資料33 評価手数料の確定について

資料34 評価員の適格要件(案)

資料35 認証評価委託契約書(案)

資料36 第3回評価委員会議事要旨(案)

資料37 認証書

資料38 第1回認証評価評議会議事録

参考資料 法科大学院評価基準

6 議事

【本林評議会議長】 皆様、どうもおはようございます。大変お忙しいところお集まりをいただきましてありがとうございます。第2回の認証評価評議会を開催させていただきます。

前回は昨年7月13日でしたので約半年経ちましたけれども、かなりトライアル等具体的な実践の活動が行われておりまして、そういう集積されたデータ、あるいはさまざまな体験等を踏まえて、いろいろ実のある議論をしてみたいというふうに思っております。

新堂先生、何かごあいさつございましょうか。

【新堂評議員】 皆様、お忙しい中をお越しいただきましてありがとうございました。おかげさまでたくさんの方のご協力を得まして、昨年秋からことしの正月にかけて國學院大学、早稲田大学、新潟大学のトライアル評価の作業を終えることができました。その報告等も出てまいりました。それらを踏まえまして、また来年度の事業計画等に向けてご支援等をいただければと思っております。どうも本日は大変ありがとうございます。

【本林評議会議長】 事務局からきょうの議事の進め方等について何かありましたらおっしゃってください。

【飯田常務理事】 常務理事の飯田でございます。きょうはありがとうございます。

議題でございますが、報告事項の4番と審議事項の3番とは関連が深くございますので、報告事項4の後に審議事項の3をお願いできればと思います。また報告事項の5と審議事項の4も関連が深くございますので、審議事項4の後に報告事項の5をお願いできればと思います。

【本林評議会議長】 報告事項の4、あとの方は。

【飯田常務理事】 報告事項4の後に審議事項3をやって、審議事項4の後に報告事項5をお願いします。関連しておりますので。

本日はトライアル評価についていろいろご報告あるいはご意見を賜るわけですが、それにつきましては個別法科大学院の評価にかかわるものが多くございますので、運営規則第7条に議事録公開についてございまして、これについては個別の評価にかかわる部分については非公開を原則とし、並びに議長が必要と認めた場合には、その他の部分について非公開にできるというのがございます。その点、今回その部分が出てくると思われますので、よろしく願いいたします。

【本林評議会議長】 よろしゅうございますね。それでは進行・議題（案）に従いまして進めさせていただきます。

まず、報告事項の法科大学院をめぐる直近の情勢等につきまして報告をいただきたいと思いをします。

【由岐事務局長】 事務局、由岐から現状報告を説明させていただきたいと思いをします。

すでにご承知のこともございますが、法科大学院については昨年68校、ことし6校が新設される予定でございます。北海学園、龍谷大学、筑波大学、信州大学、静岡大学、愛知学院大学の6校が設置認可を求め、設置認可を既にされておりますので、4月からのこの6校が開設されまして、法科大学院は全体で74校となります。従前は6,000名だったんですけど、これらの法科大学院はそれほど規模が大きくないので、数についてはほぼ50名を基準として設立認可されているということで、ご承知いただきたいと思いをします。

我々は法科大学院についてトライアル評価の現地調査、後で詳細な報告並びにご意見を賜ろうと思いをしていますが、3校を昨年実施させていただきました。総じて法科大学院はさまざまな工夫をして教育ということを重視した取り組みを強化し、少なくとも我々が認識している現状の大学法学部とは全く異質な教育的な取り組みをしていただいている点では、私ども高く評価しています。しかし、残念ながら執行部をはじめとする一部の先生方の取り組みにとどまって、全体まで及んでいるのかということについては、まだ大学も試行錯誤の最中だと。これは1年でやれというほうが無理でございますので、そういう試みについては我々は支援していきたいと思いをしております。

今後ともこの第三者評価事業について法科大学院間の経験交流などにも力を尽くしていきたいと思いをしています。さらに、この法科大学院に大きな影響を与える司法試験なんですけれども、内容と人数の問題について簡単に説明させていただきたいと思いをします。

昨年、日弁連で内容についてでございますけれども、司法試験のモデル問題を発表しました。その後、司法試験管理委員会のほうでも、「新」管理委員会といいますが、司法試験委員会と呼ばれておりますけれども、そこも問題を公表しました。両者とも同じような問題の傾向がございます。1つは、法的知識を試すという現行試験から事実分析、法的分析能力をあわせて試すような試験内容になっております。具体的には、報告書などの長文のものを読ませ、被害者など当事者の立場から法的問題を解決するという形式の問題に変わってきておりまして、我々、この司法試験の問題を考えるに当たって、法的知識だけではだめだというふうに申しておりましたが、それについては一応の社会的理解を得られたと思いをしています。

また、人数についてでございますけれども、昨年、法務省の試案という形で800、8

00という数字、新司法試験800名、現行司法試験800名という提案をしましたが、これについては我々は法科大学院を育成するという立場から反対した結果、昨年の段階で新司法試験が1,000名以上になることについては、おおむねコンセンサスを得たと思っております。この人数問題については、実はきょう、2月28日の午後に新司法試験に関する司法試験管理委員会が開催される予定でございます。したがって、まだ不確定です。きょう決まる可能性が高いんですけど、3月に司法試験の合格者数について決まると思っております。ただ、出てくる数字は、我々の推測ということにさせていただきたいんですけど、確定的な数字ではなく、1,000を超える数字が新司法試験でプラスマイナス何名という形、それから現行司法試験については、600ぐらいを前後する数字が出てくるのではないかというふうに考えております。可能性が高いという話でございますけれど、少なくともきょうの午後、あるいは3月には決まってくるという予定であります。

あわせて、司法修習というものについては、期間1年で、3,000名を前提とした受け入れ体制について、裁判所、検察庁並びに弁護士会は工夫を重ねております。現実これを受け入れないということは絶対しないことを前提に、新たな修習制度を今考えているというところでございます。ご質問があればさらに詳細にご回答したいと思います。よろしくお願いたします。

【本林評議会議長】 片山知事がお見えになりましたが、これまで2点ぐらい先行して話が出ましたのは、昨年末まで68校の法科大学院が開始していたんですが、新たに6校増えて、全体で74校になるということと、新しい司法試験の中身が従来のただ知識だけじゃなくて、事実だとか法的な分析能力、そういったものをあわせて行う、そういう新しい試験の形になるという報告がございました。

何か今の報告につきましてご質問ございましょうか。

特になければ、次の事業報告のほうに移りたいと思います。どうぞ。

【飯田常務理事】 常務理事の飯田からご報告申し上げます。資料としましては資料30をごらんいただきたいと思っております。

昨年の7月13日以降の事業報告をさせていただきたいと思っております。まず全般的なことですが、今年度も文部科学省の委託研究を得ることができまして研究をしております。その内容は、評価員の研修、あるいは評価実施体制でございまして、この一番の根幹になりますのは、いわゆるトライアル評価でございます。その他、評価員研修を進めているところでございます。

次に、昨年8月31日には、ご承知のように文部科学大臣より法科大学院の第1号の認証評価機関としての認証を受けまして、それをもとに事業を開始したわけでございます。

昨年、9月11日には、法科大学院の教員の教え方に関するシンポジウムを開催しました。参加者228名でございました。特に法科大学院の前期、春学期におきましては未修者クラスにおいて非常に混乱が発生したという、そういう時期でございましたので、この前期を終えて、後期に向かってどのような教え方をするかという教育方法についてのシンポジウムを開きました。

その後、本年2月にはアメリカのA B Aの評価員研修にも参加しました。それについては、後ほど江森事務局員のほうからご説明申し上げたいと思います。

3月12日、来週でございますが、法科大学院認証評価事業説明会をやる予定でございます。

その次に評価委員会でございますが、評価委員会は今期3回開かれております。第1回は9月6日でございまして、正副委員長を選任並びに評価員の研修・募集について検討いただきました。また、評価員に一般有識者を加えるべきだということで議論がございました。第2回は11月19日でございまして、トライアル評価が進行してございましたので、それについて検討いただいております。また評価判定基準、あるいは分野別5段階評価のやり方等についての検討をいただきました。認証評価委託契約についての検討もしていただいております。第3回が2月2日でございまして、ここでは主として國學院及び早稲田大学法科大学院のトライアル評価が終わりましたので、その評価報告書の原案を検討いただいております。トライアル評価を踏まえて評価判定基準についての検討もございまして。

次が評価員研修会でございます。ごらんいただいておりますように、合計4回、理論編というのを実施しました。本日午後にも第5回目をする予定でございますが、現在、参加者から約110名余りの評価員の方が名簿に登載されております。また、3月11日にはトライアル評価を踏まえまして実践編というのを実施する予定でございます。

第4項、トライアル評価でございますが、これについては後ほど詳しく山本事務局次長からご説明申し上げますが、ここに記載されておりますように、まず國學院を9月に開始しまして、11月4日に現地調査を行い、2005年2月10日には評価報告書原案をお送りいたしました。早稲田大学につきましては、10月に開始しまして、12月に現地調査を行い、これも2月10日には評価報告書原案を送付したということでございます。新潟につきましては、10月に開始し、1月19日に現地調査を行い、3月28日に開催予

定の調査委員会で審議の上、評価報告書原案を作成して送付すると、そういう段取りになっています。

また、(4)でございますが、トライアル評価を受けたい、あるいは説明を受けたいという法科院が30校余りあるものですから、みんなで分担して訪問調査をしているところがあります。今年度中、3月中に全部回ろうということで分担してやっているところがございます。

最後に、第5項ですが、授業見学研修会(プレトライアル)というふうに名づけているわけでございますけれども、評価員の方々の研修の一環としまして、実際に授業をごらんいただくということをやっております。拝見する授業は大変工夫がされておまして、授業を見る目を養うと。適切な評価をするための準備を進めているところがございます。

以上が大体の概要でございます。報告事項については江森事務局員のほうからご説明をお願いいたします。

【本林評議会議長】 では、江森さん。

【江森事務局員】 江森のほうから報告させていただきます。お手元の資料でございますが、資料29に日程表がございますが、概要を説明させていただきます。

2月19日土曜日でございますが、アメリカのABAの認証評価の評価員研修がございまして、これに私どもの方から6名参加いたしました。柏木認証評価委員会委員長、それから川端委員、武田昌則評価員、そして事務局から山本次長、石井次長、私、それからいろいろ手配を水原事務局員がしております。

それに先立ちまして、2月16日にABAを表敬訪問いたしました。翌17日は二手に分かれましてシカゴの大学に行って授業を見学したり、ディーン方とお話をしたりというようなことをしてまいりました。認証評価に対する印象なども聞いてまいりました。ノースウエスタン大学とシカゴセント大学というところがございます。いずれも朝から晩まで大学の先生方におつき合いいただきまして、夕御飯も一緒にとって率直な意見交換をしてまいったというところがございます。

翌2月18日は、全員でシカゴ大学にお邪魔をいたしまして、ここでも授業を見学し、あるいは意見の交換をしてまいりました。

大きくは以上でございます。

研修の感想ですけれども、研修はシカゴの空港の近くのホテルで行われました。研修の目的は、新たにABAにおける認証評価評価員として、実際に現地調査をする人、あるいは

は現地調査を受ける側の学校の方を集めたものでございまして、非常に実務的な内容であったという印象でございます。

以上でございます。

【本林評議会議長】 ご承知のように、ABAはアメリカでロースクールの評価機関として唯一のもので、100年の歴史を持っておりまして、弁護士のみならず学者、法律実務家で構成されている法曹協会であります。そこに行ってさまざまな状況を把握して帰ってきたということでございます。

事業報告並びに訪米の報告等につきまして何か質問ございますでしょうか。

【飯田常務理事】 すみません。ABAの評価員研修は、先ほど申し上げました文部科学省の委託研究の一環として行わせていただいております。

【江森事務局員】 冒頭に申し上げましたが、ただいま報告資料を作成しておりまして、でき次第お届けいたします。

【本林評議会議長】 何か画期的な刺激を受けて帰ってきたということはあるんですか。

【江森事務局員】 私どもと違うのは、例えば分野別段階評価というようなことを行いませんで、専ら認証評価のみを行う作業なんですけれども、それにしても、現地調査を丸4日行うというようなことや、評価員の先生方が主体的に情報を集めてくるというような手続であるということで、非常に感銘を受けました。評価員の方々が非常に誇りを持ってこのお仕事をされているという印象を受けてまいりました。

【本林評議会議長】 評価員の構成は、やっぱり弁護士、学者、いろいろな組み合わせでやってらっしゃるんでしょうか。

【江森事務局員】 基本的には、主査というのは別の法科大学院の研究科長クラスの方がおなりになりまして、そのほかにもう1人研究者教員と、それから実務家教員が2人くらい、あとは図書館を見るのにライブラリアンであるとか、そういうような専門家集団ということで6名から7名のチームといった感じです。

【本林評議会議長】 ほかに何かご質問ございませんか。

それでは、報告書はできるだけ早めにつくって配付をさせていただいて、特にご質問がなければ、次の報告事項3の評価員の研修の状況について報告ください。

【宮武事務局員】 事務局の宮武からご報告いたします。お手元の資料27が評価員研修会の資料でございます。

まず、これまで実施した研修会のリストが評価員研修会実施記録ということで、理論編

の研修会をこれまでに10月に3回、それから1月に1回、合計4回開催しております。本日の午後に第5回を予定しております。さらに3月11日に、より実務的な内容といたしますが、現在行っているトライアル評価等の成果を踏まえた実践編を予定しているところでございます。

今まで行いました理論編の研修会のプログラムの具体的な例としまして、27の2ページ、10月4日に行った際のプログラムを掲げております。全体で午後2時から5時までの3時間の研修なのですが、中心となりますのはこの中の4番、評価基準、全部で47あるわけですが、まずこれを一つ一つ評価員の方に理解していただくということが大きいので、ここに時間をとっているということ。あとは、2番の組織体制や評価のプロセスといったようなところをまずは理解していただくというような内容が、研修会の中心となっております。それ以外にも実際に評価員になっていただく方々ですので、質疑応答の時間を設けまして、それに事務局が適宜答えるという形で研修会を行ってまいりました。

それから、3ページは理論編の追加と実践編のご案内でございます。

それから、5ページ以降がこれまで評価員研修を受けて評価員の登録をされた方のリストでございます。ここの左から4番目のほうに研究者・実務家ということで、その別が書いてあるわけですが、現状登録されている方は、いずれも研究者である方が実務家である方ということになっております。そして、一般有識者といたしますが、そのような方を今後どのような形で加えるかということにつきましては、このあと審議事項の5番ですが、そこでご審議いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。

【本林評議会議長】 資料27の5ページ以下の評価員の名簿というのは、先ほどの話だとこの研修会に出て、興味があってやってみようかなという方にいろいろ研修をしていただいて、最終的に実際にやると決意をされた方が評価員の名簿に登録されている、こういう理解でいいんでしょうか。

【飯田常務理事】 評価員の名簿に加えている方は、研修を受けられた方の中で申し込み書を提出いただいた方々です。

【本林評議会議長】 そういことですか。

【飯田常務理事】 評価委員会でご承認いただいております。

【本林評議会議長】 こちらが期待していた方々に引き受けていただいたかということについて、当初の予測どおりの線で行っているんでしょうか。

【飯田常務理事】 当初の期待を上回るスピードで名簿に登載されていると思いますけれども、目標としては百数十名はお願いしたいと思いますし、特に研究者教員のご協力をさらに得たいと思っている次第でございます。ということで、評価員研修会を繰り返して行くということでございます。

【本林評議会議長】 何かご意見、どうぞ。

【納谷評議員】 この研修会に1回出ればこのメンバーになれるのですか。

【飯田常務理事】 理論編にお越しただければ、評価員名簿に登載させていただくという形です。さらにできるだけ実践編にもご参加いただき、そういう方々の中からトライアル評価に加わっていただけたらと思います。

【佐柄木評議員】 プレトライアルといいますが、授業見学研修会とほかの研修会との関係はどうなるのでしょうか。

【飯田常務理事】 評価員になっていただいた方で、実際にトライアル評価に参加いただく方を中心に授業見学研修会をご案内しております。

【片山評議員】 同業他社といいますが、法科大学院の人が評価員になられたときに、自分のところはまずされないんでしょうけれども、よその同業他社さんを見るんですよね。それは問題ないんですか。

【由岐事務局長】 今のところは、むしろ見てみたい、あるいは見させて評価を受けたいという方が多いです。逆に言うと、評価員になった先生が、ある大学を見てもらいますが、そうすると、見られた方が違う大学の評価員にしてくれという希望はございます。ですから、今、法科大学院でほかの大学が何をやっているのかということをお互いに知りた、見てみたいという希望は非常に強い。むしろ、ここはオープンであるというのが現状だと思います。納谷先生や中村先生の大学もそうだと思いますが。

【納谷評議員】 学生たちは情報交換をし合っていますから、先生方も他大学に関する情報の収集をやらないと対応できない状況です。ある意味では好ましい状況だと思います。

【本林評議会議長】 そうですね。思ったよりオープンで、あまりセクショナリズムにならないで、いいところは吸収していこうという、いい状況なんじゃないかな。

【飯田常務理事】 トライアル評価をしていただくときには、できるだけ競合関係のある法科大学院を、評価員としては避けてお願いしているということがございます。

【本林評議会議長】 じゃあ、この点はよろしいでしょうか。ご質問は。

【飯田常務理事】 3月11日に実践編を行いますので、その説明を行わせていただ

きたいと思います。

【本林評議会議長】 そうですか。

【江森事務局員】 では、実践編の説明でございます。現在、すでに評価員になられた方のうちの90名程度から参加のご予定と聞いておりますが、実践編では既に評価員になられた方に、我々が今までトライアル評価やプレトライアル評価で集めてきた成果を共有していただくということと、プレトライアルやトライアルに実際に参加いただいた評価員の方から経験をお話いただくという経験交流を中心に考えております。

【本林評議会議長】 それでは4番目の、本日の目玉の1つでありますトライアル評価をされた結果についてご報告いただくということにしたいと思います。

では、事務局の方からお願いします。

【山本事務局次長】 事務局の山本がご報告いたします。資料でいいますと資料25、26、40を中心にしてご説明いたします。

トライアル評価は、目的としまして、2006年の下期から始まります本評価に向けた「評価基準」「評価方法」「評価体制」「評価報告書」のあり方をより適切なものにするため、改善していくために行いました。

現在実施しておりますのが3校でございます。國學院大学法科大学院、私立で入学定員50名規模の小規模校、早稲田大学法科大学院、私立で同じく300名規模の大規模校でございます。それから新潟大学法科大学院、国立で入学定員60名規模の小規模校でございます。それぞれ、評価員数で7名、12名、8名により、去年の11月4日に國學院、12月14日に早稲田、今年の1月19日に新潟を現地調査いたしました。

先ほどのプレトライアル、授業見学は、大学として見せたい授業を選んで見せるということもございます。これに対してトライアル評価は、財団の方でこの日の授業を見せてほしいという形で指定して見学をしております。ですから、受け手の実施校にとっては、見られたくない授業を見られるということもございます。

評価の実施分野でございますけれども、財団では9つの分野について本評価で評価するというようになっておりますが、トライアル段階でその一部の分野について評価をしております。國學院ではFD活動、授業、法曹養成教育の3つ、早稲田では、それに加えて大学の基本方針・運営体制、新潟については、さらにそれに加えてカリキュラムについて評価しております。

今後のトライアル評価において、残りの入学者選抜、教員体制、学習環境、成績評価・

修了認定の4つについても評価していく予定でございます。

具体的な実施の概要でございますけれども、まず、法科大学院に評価対象分野についての自己点検評価報告書を作成いただきました。また、財団は評価対象項目について、学生及び教員に対するアンケート調査を実施いたしました。

その結果を踏まえて、丸一日かけて現地調査を行いました。現地調査の内容としましては、授業見学、学生・教員との対話、試験の答案等の資料調査でございます。現地調査を踏まえた評価チーム報告書を、評価に当たった評価員で作成いただき、それを評価委員会で検討するという形をとり、評価報告書の原案を作成いたしました。

評価報告書の内容としましては、対象の法科大学院の現状がどうであるかということ、それを財団がどのように評価するかということ、その評価の結果としてのA B C D判定、さらに改善提案、以上4部構成です。原案を法科大学院に持参して、内容を口頭で説明しております。随時口頭で意見交換することを通じて、対話を重視するという方針を実現するものでございます。

30日間の意見申し立て期間を経て、法科大学院から返ってきた意見を踏まえて、評価委員会で再度審議をして、評価報告書を確定いたします。現在、早稲田と國學院につきましては原案を持参して説明しております。

評価判定結果が大体どのようなものであったかは、サマリーを資料26におさめております。資料26の1ページ～4ページが國學院、5ページ～10ページが早稲田のものでございます。このサマリーは、評価報告書のうち評価判定結果についてのところを抽出したものでございます。

トライアルの評価報告書は、公表はしないということになっておりますが、本評価においては公表されることとなりますので、評価報告書のあり方について十分検討していく必要があると考えております。

以上が実施状況のご報告でございます。

【飯田常務理事】 若干追加させていただきたいと思っております。

資料26については、評価の内容が記載されており、それについては厳しい守秘義務を負っておりますので、お取り扱いについてはご留意下さいますようお願いいたします。

もう1点、この評価判定の基準はやはり完成期を前提にした評価でございます。法科大学院はまさに立ち上げ途中でございますから、立ち上げ途中をそのままそれに則した評価というのは難しゅうございますので、完成段階を基準に評価しています。黎明期、立ち上

がり時期に評価を受けていただくことに我々としては心から感謝したいと思っている次第でございます。

【由岐事務局長】 追加なんですけれども、一番いいのがAプラス、A、B、C、Dとなります。Cまでが合格ラインですが、Cでは評価が厳しいという大学からの意見はございますが、私どもはそこは貫かなければいけない立場ではないかと理解しております。

【本林評議会議長】 このサマリーを見るときに、4 - 1 - 1とかいう、これは評価基準の番号ですね。評価基準の資料は.....。

【飯田常務理事】 参考資料として配布しております。10ページ以下に評価基準が記載されております。

【由岐事務局長】 10ページ以下で1 - 1、1 - 2というのに対応しております。4 - 1 - 1といたしますと、14ページの下から2行目に4 - 1 - 1というのがございます。

【本林評議会議長】 右上に「参考資料」と書いてあるものですね。

このサマリーの中身についてはきょうはあまり突っ込んで説明はしないということですね。

サマリーをつくっていただくための現地に行つての調査、あるいはそれを踏まえてのディスカッションなんかはかなり大変だったと思うんですけれども、何人ぐらいの、どういうチーム構成で行つて、どの程度のエネルギーを割かれたのか、大変だったのか々々も含めて、その辺の話を概括的にお願いします。

【飯田常務理事】 資料25の4ページをごらんいただきたいと思います。これは國學院のトライアル評価の評価員リストでございます。評価委員会委員である川端弁護士を主査として、合計7名でチームを構成しました。

その次のページが、トライアル現地調査の1日のスケジュールでございます。朝8時過ぎから、終わりましたのは6時45分ぐらいで、10時間半ぐらいにわたってぶっ通しでいたしました。肉体的にも大変頑丈でなきゃやれないという状況で、非常に充実した1日でございます。本番の現地調査はこれを3日間やるということで、授業見学等がたくさんできると思われます。

トライアル評価の場合には、事前に皆さんお集まりいただきまして検討会を行います。さらに評価の前日の夜6時～9時までは検討会を行いまして、ホテルに全員泊りまして、現地調査を実施します。その後、大体3週間ぐらい後に各評価員が担当の部分の報告書をつくりまして、集まりまして全員で検討会を行う。そして主査が最終的に評価チーム報告

書をまとめることとなります。

その後、評価委員会で分科会というのを3名で開催しまして、評価チーム報告書にさらに手を加えて、評価報告書原案の素案をつくる。その評価報告書原案の素案をもとに評価委員会で評価報告書の原案を確定する。そういう段取りでございます。

【由岐事務局長】 大学から自己点検評価報告書という厚い冊子が出ておまして……。

【本林評議会議長】 それは時間的には先に出るわけですね。

【由岐事務局長】 はい。それで自己点検評価報告書に基づいて、事務局でどういう点が問題なのかということについて整理し、評価員を含めて検討会を開きます。それをもとにしてもう一度評価員に見直していただいて、前日泊まり込みで、今度はもう一度その大学の問題点を検討する。そして現地に臨んで、現地調査が終わった後、報告書を書いていただいて、その後また評価員の方に集まっていただくということでございます。

【本林評議会議長】 早稲田の場合、資料25の10ページのところで人数が大分多いですね。これはやっぱり大規模校だからですか。

【飯田常務理事】 そうです。早稲田は収容定員300人でございますので、12名の評価員の構成でございます。

11ページが、早稲田におけるトライアル現地調査の日程表でございます。この場合も前日に集まりまして、夜7時～10時まで直前検討会を行っております。

これらの報告書は50ページから70ページにわたる膨大なものでございますので、今回はサマリーだけにいたしました。

【本林評議会議長】 どうでしょうか。質問をここで受けるか、それとも後の評価基準、先ほどのお話ですと、トライアル評価の報告と評価基準の改訂と連動して審議するという事なので、その議論をした上で質疑あるいはご意見を伺うことにしましょうか。

それでは審議事項の3番目の、こういうトライアルを経て、評価基準の見直しを実際やってみて、大分違うというところも出てきたかもしれませんし、その辺の議論をまずいただいてと思いますので、よろしく願います。

【飯田常務理事】 評価基準の改訂を行う場合のスケジュールをご説明したいと思います。

まずトライアル評価を踏まえまして、実情に即した評価基準のバージョンアップを図る必要があると考えている次第です。現在、先ほどご報告申しましたように、主要な5分野についてトライアル評価が終わりましたので、春学期に残り4分野を含める全分野につい

てトライアル評価を実施するということを考えています。

この秋には評価基準の改訂案をつくりまして、パブリックコメントの手續とか、法科大学院に対する意見聴取の手續を経まして、この評議会では評価基準を改訂いただく必要があると思っています。

さらにその後、学校教育法69条の4という条文があるんですが、文部科学大臣への届け出、並びに文部科学大臣がそれを官報で公示する、そういう手續がございますので、これを何とか年度内に終えたい、今年中に終えたいと思っています。というのは、来年3月に法科大学院の第1回修了生が出ますので、来年の秋、2006年の秋学期には実際に本評価を行うということが考えられます。そのためには、その評価の基準を今年度中に明示しておかなければ本評価を受けることができなくなりますので、本年度中、1年前の2005年中には必要な改訂を加えて、学校教育法上の手續も整理しておく必要があるということで、ご審議をいただく必要がございます。きょうはそのための第1回の事前検討という意味でご検討いただきたいと思います。

【山本事務局次長】 資料4-1に沿ってご説明させていただきます。3校のトライアル評価、及び評価員研修で出た意見等を踏まえまして、評価基準をどのように、どういう方向で検討していくのかということについてまとめたものでございます。2つの視点がございます。

1つ目は、本来の評価の目的の実現に向けて、どれだけ効果的な基準になっているかという視点です。もう一つは、実際に評価するに当たっての使い勝手の面からの検討でございます。

1つ目の、そもそもの目的に向けてどれだけ効果的かということですが、この財団としましては、司法のエンドユーザーの視点を踏まえた法曹に必要な資質・能力の養成・教育をしっかりとしているかどうか、これを評価したいということと、法科大学院による自己改善・改革の促進・支援をしていきたいということ、この2つの点から今の評価基準がどうであるかということの見直しでございます。

総じて見ますと、全体の組み立てを変えるほどのことはなさそうだということなのですが、3つございます。

1つ目は、法曹に必要とされるマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていることという、評価基準の7-1-1。これは当財団の評価基準の1つの目玉でございますけれども、この内容を充実していかなければ

ならないということでございます。

つまり、職業使命感の涵養であるとか、コミュニケーション能力あるいは事実整理能力というものをどのように法科大学院の教育や課外環境の中で展開していくことが適切なのか、ということのを太らせていかなければ、評価はうまくいかない。この観点から、法曹養成教育の研究そのものに取り組むという、これは認証評価事業の附帯事業として行うということを考えております。後に財団の事業計画の中でご説明させていただきます。

2つ目、各評価項目の評価の視点や判定基準の充実をさせていく必要があるということでございます。実際にトライアル評価をしてみますと、現地調査や事前打ち合わせ等の対話で、法科大学院のほうからいろいろと質問を受けます。一体どうすれば、この評価基準の評価で高い評価を得ることができるのか。まだ法科大学院も、こちら評価機関の側も手探りでございますので、ほかではこういうことをやっている、こういう取り組みをやってこういう成果が出ているではないかといった事例の蓄積をして、その情報を対話の中で発信していくということが現実に役に立つのではないかという感触を得ております。

例えば適切な態様・方法での授業、あるいは理論教育と実務教育の架橋を意識した授業、あるいは臨床科目の適切な開設と実施などなどの評価基準について、どういう取り組みが評価されるのかという研究と情報発信を行っていく必要がある。まさしくトライアルやプレトライアルの成果の発表、共有でございまして、これをやっていく必要があると認識しております。

ほかの事例を挙げますと、FD活動、つまり授業内容、教育方法の改善活動の評価という項目がございます。大抵の法科大学院では学生による授業評価ということを実施しております。事業の後に学生にアンケートを行って、この授業がよかったかどうか、どういう点がいいかということ进行调查しております。ところが、それをどのように実際の授業の改善に生かすかという点では、ばらばらでございます。

その結果を科目担当教員にフィードバックする、単に受け渡すということもございませし、教授会等でどうであったか、こうであったかという、匿名の議論をしているということもございます。あるいは、ファカルティ・ディベロプメントをしております委員会に科目担当教員を一人一人呼んで、このアンケート結果を示して、一体どうであるのかという説明を求めるといったようなところもございます。

どの程度のことをするのが教育内容、教育方法の改善に本当に結びつくのかということ、いろんな法科大学院のトライアル評価で吸収して、その結果をフィードバックすると

いうことをしていく必要があるのではないかと考えております。これが2つ目でございます。

3つ目。これはちょっとセンシティブな問題でございますけれども、司法試験との関係の整理をしていく必要があると感じております。法科大学院の、司法試験の受験対策へのかかわりを、この財団の教育評価にどのように反映させるのかという点でございます。

実は、訪問する法科大学院からこういう質問を受けることがございます。司法試験の受験予備校からいろいろなアプローチがある。補習授業のようなことを提供する準備があるけれどもいかがだろうか、模擬試験を実施させてもらえないか、答案練習の添削を請け負う。こういった予備校のサービスを法科大学院が利用したならば、この財団の評価としてはマイナスに評価されるのかどうか、という問いかけを受けております。

この財団の評価基準として、いわゆる法曹養成教育をしっかりしてほしいというポリシーがございます。その、法曹養成教育をしっかりしているかどうかということの評価とは別に、予備校の活用をまさかしておられないだろうなということ正面から取り上げるかどうかという問題でございます。予備校にべったりでやってしまいますと、法曹養成教育そのものが疎かになるという面で評価されるのではないかという見方と、それとは別に、予備校とかかわること自体問題だというメッセージを発するべきかという問題でございます。難しい問題かなと感じております。

以上の3つが、この財団の評価の本来の目的と関係で検討すべき点と認識しております。

次に、実際に評価するに当たっての使い勝手の点からの検討でございます。3つございます。

1つ目は、複数の評価基準がオーバーラップしている部分があることです。これは評価基準全体を簡素化して整理していく方向で検討しなければならないものでございます。

2つ目は、評価基準でも随分重要度に違いがあることです。評価をしておりますと、大変力を入れて評価しなきゃいかん部分と、形式的なチェックでいいような部分とございます。このメリハリづけをしていかなきゃいかんということです。

3つ目は、評価基準をこれまで47の評価基準を9つの評価分野に分類しておったわけですが、わかりやすくするという意味でくくり直しをしなければならない部分が出てきているという点です。

これらの使い勝手についての検討点は、資料26、トライアル評価に関する資料集の11ページに、現時点での問題点として挙げております。11ページで、例として、基本

方針という評価基準、特徴追求という評価基準、法曹養成教育という評価基準を挙げています。いずれも法科大学院の取り組み全体を総合的に評価する評価基準でございまして、それぞれについて自己点検評価したり、評価報告書を書くことになると、随分オーバーラップする部分がございます。この点の整理をしていく必要があるということでございます。

また、自己改革という評価基準とFD活動という評価基準もやはり重なる部分が多い。自己改革の中にはFD活動、教育評価の教育内容・教育方法の改善活動におさまらない、いわば設備であるとか入試方法であるとかの改革部分もございしますが、現時点では自己改革イコールFD活動という段階であろうかと思えます。

3点目。自己改革という評価基準と、学校教育法上要求される自己点検・評価活動が適切になされているかという評価基準については、果たして別々に分けるほどのことなのか、それとも一本化したほうがいいのかという問題点が出ております。

4点目。FD活動、教育方法・教育内容の改善活動をしっかりやっているかという評価基準と、学生による評価をどの程度活用しているかという評価基準は、2本の評価基準になっておりますけれども、一本化もあり得るのではないかと考えております。

最後に、細かい問題になりますけれども、評価基準の6-1-1に履修選択の指導という項目がございます。これは授業が適切に行われているかという第4分野での評価項目になっているのですが、むしろ第5分野、カリキュラムのソフト部分として位置づけるほうが適切ではないかという意見も出ております。括りをわかりやすくするという目的でございます。

大体、個別問題としてはそういう問題があると思えます。以上でございます。

【本林評議会議長】 3校のトライアルの体験といいますが、経験を踏まえて、資料41の中で、評価基準で問題として指摘されるべきものをピックアップしていただいたところかと思えます。資料41の下の使い勝手の点は、資料26の末尾のところでは幾つか問題点を具体的にご指摘いただいたわけでありまして、まず概括的に今の報告を聞きまして、皆様方で全体的にちょっとこの点を質問してみたいということ、あるいはご意見も含めてうかがって、個別的に議論してみたいと思えます。

学生アンケートは、学校が全体としてどんなふうにならなければならないか、例えばどんな意見が多く出ているんでしょうか。ついていけないとか、おもしろくないという程度のことなのか、もう少し具体的にこういう中身をぜひ取り込んでほしいとか、かな

りばらつきはあると思いますけれども、その辺の学生アンケートがどんな形で出てきているのか。生かす前に、どんな形で出てきているのか、印象で結構ですけれども。

【山本事務局次長】 学生アンケートは、個々の授業が学生にとってわかりやすいかどうか、あるいは履修指導、予習についての指導が適切かどうか、あるいはミニテストやレポートを書いてそのフィードバックがあるかどうかという個別の問題も含めて、学生にアンケート調査をしたものでございます。

授業がいい悪いということのほかに、予習量があまりにも多い、あるいは大学が学生に同じようにアンケート調査をして、アンケートに回答した。前期にやったけれども、後期になって全く改善されていない、あれは一体どのように生きたんだというようなクレーム、あるいは、そもそもこんなはずじゃなかった、こんなことなら会社をやめてまでくるんじゃないかったという苦情等、極めて生々しい意見がいろいろとございました。

【飯田常務理事】 法科大学院自身が学生アンケートをとった結果も資料としていただきました。同時に、私ども自身、学生にアンケートをとり、それを集計しておりますが、その結果を見ると、厳しい評価もありますし、いい授業という評価もあります。各授業ごとにA B Cのランクをつけて回答させるのですが、その大学の授業が学生にどのように評価されているか、よくわかります。いい評価の授業はいいでしょうけれども、悪い評価の授業は必ずしも悪いとは限りません。学生に厳しい要求をしている授業というのは、学生たちには悪い評価の授業ということもありえますし、大変いい授業だという評価もありえます。厳しい評価の授業というのは、いい場合も悪い場合も両方あるということでございます。

【由岐事務局長】 やはり高い授業料を払っているということもありまして、学生の授業に対する要望が高いという基本があります。前半、4月から6月位までの間は、教員の方もどこに焦点を合わせていいかわからない。学生のほうも純粹未修者はよくわからない、司法試験経験者は物足りないというような、さまざまな問題があって、後半になってきますと、今度いろいろ改善提案を学生が大学側にしたのに大学側が十分にこたえていないという不満が出てきています。

それともう一つは、司法試験の合格率がああいう形で新聞に発表されたものですから、学生に不安感というか、危機感もあったようです。このところに来て、どちらかというと学生が落ち着いたかなという印象を私は持っております。あとは大学の現場の評議員の先生に聞いていただいたほうがいいかと思います。

【本林評議会議長】 ご質問どうぞ。

【佐柄木評議員】 いろいろな問題があると思いますけれども、非常に難しいのは、きちんとした評価基準をつくっても、個々の評価をする人々の期待値がどこにあるかということ、かなり違ってくると思うんです。先ほどの飯田さんのお話では、完成期を前提にして評価したということなんですが、そのときの理想型は人によって多少違ったりするんじゃないかと思うんです。今回の場合、早稲田と國學院は別々の評価員が評価をしていますが、それでも整合性がとれた判断はできるものだと思います。ただ今創世期だけに、今のところ、そういうばらつきが起きる可能性もあるのではないのでしょうか。

【飯田常務理事】 そのばらつきをなくす目的で分科会あるいは評価委員会で標準化しています。

【本林評議会議長】 その分科会というのは評価チームの中じゃなくて、外、いわゆる評価委員会全体の中で分科会をつくるんですか。

【飯田常務理事】 評価チームは評価委員が加わるがあっても、全員評価委員というわけではありませんので、分科会は評価委員会の委員のみで構成します。

【本林評議会議長】 じゃあ、現場に調査に行った人じゃない人が入ると。

【飯田常務理事】 そうです。

【本林評議会議長】 そこである程度標準化、客観的に見るということになる。

【飯田常務理事】 はい。國學院の評価委員会の分科会は、柏木委員長、早稲田大学主査の宮川委員、國學院大學の主査をした川端委員、この3名で構成されています。そういう意味ではバランスがとれるように配慮をさせていただいております。

【本林評議会議長】 これからどんどん増えてくると、大変ですね。

【由岐事務局長】 経験が全くなく、初めてなもので、実は金沢大学に行って、専門職大学院に対する第三者評価をやった経験があるのはここだけだそうです。ほかは全くない。どういうものなんだかわからない。まさに先生がおっしゃるように、評価の安定性を求めようとするれば、定量的評価、つまり人数とか量で評価することになってしまう。しかし、我々が目指しているのは、教育そのものを評価の対象にしようというところで、公平性については多少限界なのかなとか、いろいろ悩みながら、まさに黎明期がゆえの悩みを抱えながらやらせていただいております。

【飯田常務理事】 資料39で北城評議員からのコメントが寄せられておりますので、ごらんいただきたいと思います。

【由岐事務局長】 我々も思い切って評価基準を間違っていれば直すと考えておりますし、かつ、私の感じで申しわけないんですが、安定期と今のような黎明期では評価基準そのものも評価機関の役割も違うんじゃないかという印象を最近持っております。安定期ですと定量的評価を実施すればいいんですけど、黎明期の今は、日本の法科大学院はこれでいいんだろうかという基本的な問題点を問いかけていきたいと考えております。それと同時に、こちらやはり大学から評価されているんだという意識でやっていかなきゃいけないとは思っております。

【本林評議会議長】 確かに定性評価をやっている、それが目的の非常に大きなところですね。

【片山評議員】 評価基準というものは、評価される方にとってはひとつの目標になったりモチベーションになったりするものです。誤った言い方をすると、先程お話がありましたが、予備校をどう扱うかで、要するに評価する側がどう思っているかによって、大分変わってくる。それでモチベーションになるんですからいいと思うんですけども、ともすれば上辺だけ繕うというのが日本の場合よくある。

私が1つ気になっているのは、授業なんかは、先程言われたように、向こうが見せたいものではなくて、こちらが見たいもの、これは非常にいいと思うんです。例えば事前に何日に行きますよと言われるんだけれども、例えば地方の小・中学校、高等学校もやはりそういう傾向がありまして、私だとか教育長なんか現場へ行くとすると、やっぱりよそ行きになってしまいうんですね。参観日も若干よそ行きなんですよ。ふだんとは違うんです。私なんか仕事で行くときと、それから保護者として行くときと大分違うんです。子どもに聞いてみると、ふだんはふだんでまた違うんです。アメリカでは、こういうときにポップビジットというものがあって、これは学校教育ですけども、突然教育委員会とかが行くようなことが、そんなに珍しくないんですね。そういうものを取り入れたらどうかという気がするんですけども、さっき江森さんはアメリカへ行かれたということですが、ABAではそういうポップビジットなんかはないんですか。

【江森事務局員】 それについては聞いてまいりませんでした。

【片山評議員】 もしそういうものができれば、もっとふだんの姿が見えるのではないかなという気がします。

【由岐事務局長】 それに類したアイデアとしては、事前に学生にアンケートをとって、いいという授業と悪いという授業には必ず入るような工夫はしようかと思っているんです

けれども、今、片山知事がおっしゃったような方法も検討に値すると思うんですけれども、大学側があまり喜ばないかもしれません。

【片山評議員】 それは、日本は地方教育行政でも絶対嫌うんです。だからこそやる意味があるんです。

【納谷評議員】 確かにそういう先生もおられるんですけれども。しかし新しい組織をつくるためには、大学は片山評議員のご指摘のような方向で組織としては対応すべきですね。

話は少しずれますが、学生による授業評価というのはある種のFDの端緒に過ぎないわけで、これだけがすべてじゃないということだけははっきりしておいたほうがよろしいと思うんです。そういう声を聞いて、組織として先生方にどういう教え方をしたらいいかと、そういう方向に転換しているんですね。

だから、黎明期と先ほどちょっとおっしゃられましたけれども、今そういう時期に入っているので、非常にいい回転をし始めているんじゃないかなと私は思いますけれども、ちょっとそういう報告だけさせていただければと思います。

【大谷評議員】 来年、司法試験を受ける既修者は何人ぐらいになりますか。

【由岐事務局長】 進級できない人の数は把握していないんですが、多いところで1割ぐらい進級させないという大学もあるようですので、実際には2,000人前後ですね。

【大谷評議員】 そこから大きく落ちることはないですね。

【由岐事務局長】 要するに1年から2年、2年から3年には進級させないという大学もあるようなので、2,000人ぐらい、先ほど言いました合格者1000人だとすると、5割が合格するというような感じでしょうか。

【大谷評議員】 言うまでもないことですが、法科大学院の学生は司法試験に合格することが目的です。先ほどの検討課題の3番目についてですが、予備校が関係しているとマイナス評価ということになる。けれども、評価は悪いが、司法試験の合格率は高い場合はどうなるでしょうか。Aの評価を受けているのに司法試験はさっぱり受からない、Cの評価なのに司法試験の合格率は高いというような結果になりかねない。

私のところでは、アメリカの大学教授や判事を招いて、いろんなことをやっていますけれども、まず2、3年はある程度の合格率を出さないとだめだと言うんです。そのためには予備校的な教育もやむを得ない。その後で、広い意味での法曹に役立つような教育に関心を移していかざるを得ないと思っています。そうすると、3番目の予備校との関係で、

これは評価の基準に入れない方がいいのではないのでしょうか。いずれにしましても、この評価と司法試験の合格率が相反することになるのはいかがなものなのでしょうか。もっとも、法科大学院でやっているようなことを司法試験の問題で出してくれればいいんです。いずれにせよ、司法試験の問題次第だろうと思います。

【本林評議会議長】 新司法試験の問題でいろいろ検討していただいたのは、そのところは意識してやっていただいているとは思いますが、確かに予備校が跋扈して、結果的に司法試験合格者が増えて、評価と格差が出てくるのが恒例化してしまうのは望ましくないところで、そのところが一番難しいところですね。

【由岐事務局長】 そのときに法科大学院が悪いんじゃなくて司法試験が悪いんだという認識を皆さん持っていただけたらなと思っております。もう一つは司法試験予備校、これは正確かどうかわかりませんが、予備校の模範答案は、採点をしてみたら不可だったと。つまり予備校が提供している模範答案というのはいい答案ではないというコンセンサスがとればいい。私は日弁連の法科大学院センターというのをやっております、その委員が採点したところ、予備校の模範答案は不合格だった。そういう認識もあるようなので、どうも事実分析力と法的分析力については予備校は劣っているように思うので、法科大学院で教育を受けなければという意識が学生に出てくればいいなと思っております。

ただ、これから司法試験の問題も、第三者評価事業の中で法科大学院にとって重要な要素であることは間違いないので、この点でも継続して研究していきたいと思っております。

【納谷評議員】 司法試験のために予備校を絡めちゃうと、法科大学院をせっかくつくった意味がなくなりますから、やっぱり財団の方はその辺の基準を示したほうがよろしいんじゃないか。そういう意味では、大谷先生と若干違うんですけども、ここはやっぱり基準としては維持しておいたほうがよろしいと思います。司法試験のための受験指導（教育）は、制度設計上やはりマイナスの方向での取り組みを考えていったほうがよろしいんじゃないかと私は思います。

もう一つ、司法試験のことですけれども、合格者数の上限が決まっていますと、分母となる法科大学院の修了者数は今後ますます増えるわけですから、合格率が下がる。これは当然のことなんです、問題は、司法試験が、司法研修所に行くということを前提にして合否を決める、要するに人数を決めていくということ自体がそもそも問題なので、我々は一定のレベルに達したかどうかを司法試験で決めるというほうに制度改革をしてくれない限りは、法科大学院はこれから存続していけないことになるわけで、むしろそっちのほう

へ力点を持っていったほうがいいのではないか。そういう形の展開をしないと、過去の大学における法学教育の失敗をもう一回繰り返すことになるので、そういう方向がよろしいんじゃないかなという感じがします。ここが大きなポイントだと私は思います。これをクリアしない限り、今、話があったように、司法試験が変わらなきゃ学生が来なくなる、来なくなればもっと悪くなるという大学経営としては相当大きい問題になると思います。それはそのとおりだと思いますが、しかし今頑張らなきゃいけない時期かなという感じで私は考えております。

【片山評議員】 先ほど山本さんの資料にはなかったんですけども、評価基準の中に、情報公開というのがあります。私はこれは非常に重要だと思うんです。というのは、私のような仕事、組織の管理・運営をしていますと、透明性をいかに高めるかということが非常に大切だと思います。法科大学院も同じだと思うんです。ここでは教育活動等をちゃんと外部に公開しているか、それを評価して受け入れて改善していく体制があるかどうか。これは非常にいいと思います。

ただ、もうひとつの考えとして、管理とか経営面とか財務とか人事とか、そういう面もあるわけで、そこが評価基準にはないので、その透明性が高いかどうか。これが日本の組織、今のコクドだとか西武だとか、そんなことを見ると日本特有の現象があるものですから、法科大学院でも教育活動だけじゃなくて、経営面でも透明性があるかどうかをチェックする必要があるのかどうかということですが、私はしたほうがいいと思うんです。まあ、それがここで言う評価の対象になるのかどうか議論があるかもしれませんが、一事が万事ということもありますので、そういう点も少し入れたほうがいいのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

【飯田常務理事】 評価には機関評価と教育評価とございますので、機関評価のほうに全体のそういう管理、経営等が対象になるので、財団の場合は教育活動の評価に限定しています。

【納谷評議員】 評価機関によって特色がありまして、大学基準協会なんかの場合ですと、財政状態とかそういうものも加味しながら評価しているようです。この日弁連法務研究財団のほうは教育に重点を置いて評価をしたいということになっている。私は、それぞれの評価機関が特色を持っていてよろしいんじゃないかなという考えを持っております。法科大学院のほうでは1つに限らず、2つでも3つでも受けて、自分たちの改革に取り組んでいる姿勢を世の中に発表すればよろしいのかなと思っております。

そういうことで、今、片山さんがおっしゃられたことも非常に重要なことだと私は思いますけれども、こちらの法務研究財団のほうの考え方は、教育のあり方とか中身の問題を重視した評価基準になっていまして、そこに特色があるのだと思います。私も実はこの評議会に出てくる前の基準づくりのときに、勉強会に参加していたものですから、ちょっとご意見を申し述べさせていただきます。

【本林評議会議長】 今の片山知事がおっしゃったような視点、機関としての情報開示、あるいは組織について、もう一つの認証された評価機関で学位授与機構がありますよね。そちらのほうではそういうものまで取り組んでいるのでしょうか。

【由岐事務局長】 評価には3つございまして、大学評価、機関評価というのと、この教育評価があります。今、大学基準協会は機関評価と大学の全体の評価、この機関評価というのは大学の経営などに関するもので、これはこれで今でも大学基準協会で行っておりますけれども、そのほかに新たに基準協会は、大学評価、法科大学院の評価機関として認可を受けるということで、我々は機関評価まではまだやっておりませんので、片山知事がおっしゃったことは非常に重要だという認識はあるんですけれども、あえて絞ってやったほうがいいのではないかと。それと法科大学院が黎明期だということからいって、機関評価を行うのは大変な労力を要するということと、ここに絞らせていただきました。ただ、この中にも教員割合の基準ですとか、研究者の研究の時間の確保など実は大学の財政に大きく関係している点もあることは事実だと思います。その範囲ではやらせていただくということになっております。

【大谷評議員】 先ほどの授業見学ですけれども、文部科学省の私学委員の経験があるのですが、私学委員として、授業を突然見に行くということをやりました。事前に言わないんですね。どの授業に行くかわかりませんということの了解はとってありますけれども、あらかじめここでやるということは教えない。

【新堂評議員】 基準について、18ページに成績評価ということが挙がっております。参考資料の18ページに成績評価で9-1-1、それから2もそうですが、「成績評価基準が適切に設定され」というとあります。この「適切」という概念はどのような角度からお考えになっているのかということです。

私なんかは、確かに司法試験はある程度知識も見ざるを得ないけれども、新しい試験は考える力、そういった能力も判定したいという、そういう理想を持っているのですが、個々の授業の成績評価によって、例えば具体的に出された試験問題、司法試験の問題について、

この問題なら考える力を見ているのかどうかとか、そういう角度からの評価をなさるのかどうか。具体的な問題づくりで個々の先生が頭を悩ませているようですが、知識だけを聞いているような問題であったとすれば、これは適切な基準ではない、CとかDとかという評価になるのかどうか。

そのあたりはなかなか難しいと思いますけれども、司法試験のサンプル問題などの分析も必要でしょうけれども、むしろ積極的に、こういう問題ならどうかということをごんごん評価委員会で、こういう問題だったらAになりますよというようなのを示すことも考えられますね。

【本林評議会議長】 こっちから情報を発信するということですね。

【新堂評議員】 ノーティスを与えたほうがいいんじゃないかと。

【吉村評議員】 私は、司法試験考査委員や司法研修所教官として、司法試験や二回試験に関与した経験がありますが、問題作成には心を砕きました。特に二回試験では、知識偏重にならないように、極めて臨場的な出題をしました。例えば、ある窃盗事件で、現場遺留指紋を唯一の証拠として逮捕されたが、これに対して、検察官あるいは弁護士として、どう対応するかという問題を出しました。これに対して、直ちに起訴すべきであるとか、有罪は間違いないとか、弁護士としてはまず接見する、検察官としては被疑者と現場の関係を詳細に捜査するとか、とにかくいい加減な答えから実務的に正しい答えが幅広く千差万別の反応があります。このような問題によって、いかに受験生や修習生が、自分の頭で何を考えているかがよくわかるわけでして、それを踏まえて指導すると実務家としての成長が顕著であったように思います。

我々は論文試験の採点をしていまして、50通ぐらい見ますと、ああ、これはどこそこ系の予備校だとか、これはどこどこ系の予備校だというのがみんなわかっちゃうわけです。こういう書き出しからくると、あと3項目続くななどということもわかります。実際、修習生を指導していると、前期は確かにそういうすばらしい論文を書いた者が授業についてくるスピードも速いんですけども、実務修習を終えて後期になると大体逆転しているんです。論文試験であまり型にはまらないで、苦労しながら、自分の頭で考えているような論文試験の成績からいくと中と下の間に位置している者のほうが、一般的に成長の跡が著しい。そういうことも経験しました。

先ほどのお話のように、この1の(3)というのは、すぐ我々としては整理しなきゃいけないと同時に、皆さんおっしゃっているように、司法試験あるいは司法研修所の対応と

いうものをやはり変えていくように、問題づくりから変えてもらうように働きかけていかなければ、ほんとうの意味での正しい評価はできないんじゃないかと思います。

【千種評議員】 実務家の経験から私も似たような経験がありますので、同感というところで申し上げます。評価の問題をいろいろ議論しておられますけれども、評価の中身というよりは、評価される実態、法律家にならんとする人間の集団をどう評価するかということのほうが重要なんです。できる人がみんな落っこっていくような評価では、いくら学校だけ評価されたって意味がない。

そこで、司法試験をどうするかとか、そういうことに絡んでいくのでございましょうけれども、実際、私が弁護士会の法科大学院委員会に出ておりますと、東京周辺の情報はみんな入ってくるのですが、大きい大学でも塾との関係は非常に話題になっていますね。そうすると、周辺の弱小というか、中規模、小規模の学校なんかは非常に神経を使っています。

要するに学校は最後まで面倒見てやろうということをやっている。そうすると、生徒のほうは、学校で教えてもらっていることと塾で教えてくれることが違うので困るという苦情が出るくらいです。その調整をするのが大変です。おっしゃるように、どの大学にも教え方がうまい先生と下手な先生といます。実務家といっても、先生をやったことのない人もいますので、見ているとやっぱりいろいろございます。アンケートをとるまでもなく、あの先生はどうであるか等お互いすぐわかってしまいますね。

そういうことを評価するのはいいのですが、それじゃ、教え方のうまい先生ばかりスカウトしてきてやればいい評価になって、いい大学になるのかということ、生徒が集まらなければ意味がない。ここ1年ぐらいの間は実務家の教員の奪い合いみたいな結果になっていますね。これが落ち着くのは最低5年はかかるでしょう。ですから、今あまり言っても仕方がないのであって、それぞれ自分の理想へ向かってやっていこうと言っているところなのですけれども、現場の担当者というのはそういうところで生徒と同じぐらい大変です。

それから、学校の経営者のほうはまだもう一つ大変なところがございます。今、学校自身をどうやって評価するかという問題がございましたけれども、経営のほうからすれば、評判を落としては生徒が来なくなるので困る。今、大学自身、生徒が来なくなって非常に困っている大学が多いわけです。そういう精神的なプレッシャーというのは非常にあります。そういうことをこの評価委員会でどこまで面倒見るかといっても、そこまではできませんから、先ほどおっしゃったようにそこで1つの基準を出さざるを得ないのですが、今

申し上げたような事情は、現場へ行ってお尋ねになったり、ご調査になるときにどこか頭の隅にしまっておいていただくとありがたいなと思います。感想でございますが申し上げておきます。

【本林評議会議長】 私も最高裁事務総局の裁判官からいろいろ話を聞きましたが、修習生というか新人裁判官は、レストランでいうとメニューのように、こういう問題点とこういう問題点がありますというのを列挙するのは非常にうまい。予備校の教育のすばらしい部分かもしれませんが。だけど、要するにどれがおいしいのか、どれがお勧めなのかというのが、プライオリティーが全然つけられない裁判官が多い。ある案件の、コアの部分は何で、最優先課題が何なのかというメリハリをつけることがなかなかできない。

そういうことがやはり司法試験問題で判別できるように、また学校でいうと成績をつけるにあたって、そういう問題の出し方をして、結局新しい司法試験の方向に学校の試験も誘導してくるといって、何かそういうつながりが必要なので、こういう問題を出せば評価も高いよというのはなかなかおもしろいアイデアだなと思ってさっき聞いていたんです。

【新堂評議員】 ひとつの試みとしてぜひ考えていただきたいのは、全国の法科大学院の先生に自信がある問題を出したら、ぜひこちらに送ってください。そういうのを集めまして、もしいくつか集まれば、今年度のレコード大賞ではないですけど、試験問題大賞というものを出して、これなら絶対に考える力を養うぞというような、そういう刺激がぜひ必要じゃないかと思っているんです。

【大谷評議員】 予備校は喜ぶんじゃないですか。

【新堂評議員】 予備校が出してもいいんです。

【本林評議会議長】 大変おもしろいアイデアが出ました。全般的に評価基準の議論をしていただくということでしたから、きょうはどれかをどういうふうに向きつけて決めなきゃいけないということではないんですね。問題点を指摘いただいて、かなりいろいろアイデアを出していただいて、特に予備校との関係でのご意見も分かれたんですが、なお評議員の先生方にお考えをいただいて、次回になおご意見を詰めていただくということにしたいと思います。では、評価基準の議論はこの程度でいいでしょうか。ほかにも議題があるようですので。

それでは、その次に。

【飯田常務理事】 審議事項1と2を。

【本林評議会議長】 来年度の事業計画、予算・決算をお願いします。

【飯田常務理事】 飯田のほうからご説明申し上げます。資料31、32をごらんいただきたいと思います。

資料31は事業計画(案)でございます。ご覧のように、11項目を上げています。

第1点がトライアル評価でございます。今年度春学期に10校程度、秋学期に10校程度を目標にして現在交渉中でございます。大体春学期については5校程度が確実になっているところで、あと数校増やすべく、ただいま折衝中でございます。

2番目はプレトライアル(授業見学研修会)でございますが、トライアル評価を適切に行うために、年間十数校程度は実施したいと思います。

3番目が評価員の募集、評価員の研修でございますが、評価員の確保のために継続して行ってまいりたいと思います。

4番目が評価判定基準の確立でございます。各評価基準ごとに5段階評価、あるいは可否判定を行い、さらに9分野についての分野別評価を行います。具体的にその評価をどのようにして行うのか、その判定方法について検討してまいります。

5番目は、こういうものを踏まえて、先ほどから触れていただいておりますように、評価判定、評価基準そのものの見直しと改訂をする必要があるということでございます。これを2005年度中に行う必要がございます。

評価基準の改訂と同時に、具体的な評価方法についても見直す必要がございますので、法科大学院認証評価手続規則の改訂も必要になると思っております。

さらに、その解説の改訂作業も必要です。

次に第8項目でございますが、現在、異議審査委員会はつくられておりません。2006年秋学期には実際本評価を行いますと、異議申し立て手続を整備しなければなりません。そのためには本年度中には異議審査委員会、異議審査手続を整備して、2006年秋から始まる本評価に備える必要があるということでございます。

次に、2005年度は実際に評価委託契約を募集・締結する必要がございます。少なくとも2006年秋に本評価を行うところは1年前には準備を進める必要がございます。

我々としては、できれば最低30校程度、目標40校程度の法科大学院と評価委託契約を締結すべく全力を挙げたいと思っております。

10項が本評価の実施準備でございますが、2006年秋から始まる本評価に向けて体制を組んでいく必要がございます。

11項でございますが、法曹養成教育の研究、すなわち2つのマインド、7つのスキル

と我々は整理したものでございますが、どういう資質・能力が法曹として必要なのか、それをどのような内容、方法で教育する必要があるのか。その研究を行いたい。こういうものに裏づけされた評価でなければ質の高い評価もできないんじゃないかと思えます。

また、法科大学院が実際にどのような教育を行っているか、調査研究もあわせてやる必要があると考えています。

11項については山本事務局次長よりご説明申し上げます。

以上が事業計画の内容でございます。

【山本事務局次長】 先ほど評価基準の検討課題の中で触れましたけれども、現在の法科大学院と評価機関が相携えまして、法曹養成の教育とはいかなるものかということをつくり上げることがこの評価機関の活動意義であるという考え方です。

この中に、先ほど新堂理事長からもございましたが、どのような試験を行って評価すれば法科大学院の修了生あるいは卒業生にふさわしいのかということも対象に入ってくるかと思えます。

【本林評議会議長】 この評議会の立場からすると、この4番目、5番目、評価基準の最終的なものを今年度中につくり上げるといふ、そこに向けての方向付けが一番大事かと思うんですが、きょう出たさまざまなご意見も踏まえて、評価委員会でこれからトライアル評価をどんどん積み重ねていくわけですから、そういう中でそういう評価基準の改訂が望ましいのではないかと思います。そういうことで、できるだけ早めに案として事務局側で、あるいは評価委員会の方々のほうで出していただいて、評議員の先生方によくそれを検討していただくということにしていきたいと思えますが、そういう方向でいいんでしょうか。

【飯田常務理事】 秋には臨時の評議会を開く必要がございますので、よろしく願いいたします。

【本林評議会議長】 はい。では引き続いて、予算・決算のほうも説明だけ先にしてください。

【飯田常務理事】 予算・決算は資料32でございます。まだ年度が終わっておりませんので、決算自体は見込額でございます。

2004年度の決算見込額は記載されているとおりでございます。その見込額の詳細が資料32の2ページ以下でございます。一番費用がかかりましたのは調査研究費でございます。これはトライアル評価の実施費用とアメリカのABA評価員研修等が大きな内

容でございます。

2005年予算額については、日弁連から事業補助金をいただく予定で同額程度計上しております。なお、雑収入はゼロとなっておりますが、2004年度文部科学省受託研究費が2005年度に入っておりまいますので、まだ金額が確定しておりませんから入っておりませんが、この部分については調査研究費に加算してトライアル評価をできるだけ多く実施することに使用したいと考えているところでございます。

以上、簡単でございますが。

【本林評議会議長】 文科省の研究費は大体どのくらい予想では見込まれるんでしょうか。

【飯田常務理事】 実際に使った実額でしか出ませんので、その金額がまだ確定していないですから、主にはトライアル評価の費用、プレトライアルの費用、並びに訪米調査等が対象になると思います。金額の部分は変動が若干あると思いますので、大幅な変更がない限り議長にご一任いただければと思います。

【本林評議会議長】 よろしゅうございましょうか。

では、評価料のことにしましょうか。

【飯田常務理事】 飯田のほうからご報告申し上げますが、資料33でございます。評価手数料につきましては、法科大学院認証評価事業基本規則59条に基づきまして、認証評価評議会でご決定いただくことになっております。

認証申請したわけでございますが、認証申請は第2項に書いておりますように、上限設定という形で、認証を受けました。内容的には、収容定員300名程度以下の場合には、評価1回当たり評価料は350万円、評価実費、これは現地調査の際の交通費、宿泊費等でございますが、50万円を上限とするという形で認証を受けました。

収容定員が増えた場合には増額もあり得るということでございまして、収容定員900名程度の場合には、評価料400万、評価実費100万、そういう設定を決めたわけでございます。

しかし、実際は法科大学院といろいろ折衝していると、評価実費の精算を前提にしたわけでございますが、それは面倒であるという話がございましたし、他方で他の評価機関では全部で350万という設定で認証を受けておりますので、そういう関係もございまして、当財団としましても、評価料と評価実費の合計額で、小規模校300名程度以下の場合で350万、大規模校900名程度のところでは評価実費が増えますので、400万、

そのような形で、上限の範囲内で確定をしていただければと思っております。

具体的な評価料の中身としては、2ページの4項でございますが、収容定員300名程度以下の場合には全部で350万円、収容定員600名程度の法科大学院では375万円、収容定員900名程度の場合は400万円、こういう形で評価料の設定をお願いできればと思います。

3月12日に法科大学院の事業説明会がございます。契約をこれから取っていかねばなりませんので、評価料の決定が決まらなくちゃ前へ進まないということでございます。ご検討いただければと思います。

【本林評議会議長】 当初の認証の枠の中で、いわば実費を込みという形になるということですね。まあ、横並びというか、同じ金額に結果的にはなるということですか。いかがでしょうか。ご異存ないでしょうか。では、そういうことで3月12日に向けて確定していただいていいと思います。

じゃ、あわせて認証評価委託契約書を一緒にやりましょうか。

【飯田常務理事】 委託契約書につきましては、資料35でございます。これにつきましては評価委員会では11月に内容のご審議をいただいておりますが、先程のとおり評価手数料、8条でございますけれども、変更がございましたので、それに伴って評価手数料を変更いたしました。8条が変更されております。

第9条、最恵待遇条項、もし将来、評価料が値下げされた場合にはその額に合わせますので、ご安心して契約してくださいという条項が入っております。

【本林評議会議長】 いかがでしょうか。特にご異存ないでしょうか。この評価手数料のところは先ほど説明していただいた金額を埋め込むということで、最恵待遇条項も入れた形で、これを3月12日に提案するという形になるのでしょうか。

【飯田常務理事】 はい。

【本林評議会議長】 それから、残った評価員の適格要件、資料は34でしょうか。この説明をお願いします。

【由岐事務局長】 資料34をごらんになっていただきたいと思います。従前のトライアルでは法科大学院の教員と実務法曹が中心になって評価を行っておりますが、本来の視点であれば、ユーザーの視点から法科大学院で養成される法曹を検討すべきだという意味では、これ以外の一般有識者の枠を設けるべきではないかと。大学の現状について理解している方々もいらっしゃいますし、大学の現状に必ずしも理解していない方でも、法曹養

成という観点からは、さらにもう少し広げないといけないのではないか。

先ほど片山知事のほうから、大学の財政ですとか、そういう問題も密接に関係するし、アメリカなんかでしたら図書館の関係もいると。そういう意味では一般有識者の視点というものをいれて評価員の幅をもう少し広げたほうがいいだろうという意見が事務局の中にございます。

1つの原則として、事務局ではたたき台として、法務もしくはこれに類する業務を担当した職務経験を有し、かつ職務上実務法曹と接する機会を継続して有していたことという条件を考えました。ただ、これには反対意見がございまして、2番目の職務上実務法曹と接する機会を継続して有しているというのは不要ではないかという意見がございました。一般有識者を評価員に入れることについての先生方のご意見、並びにその場合、どの範囲まで入れたらいいのかということについてご意見をきょう伺えたらと思っております。

なお、これにつきまして、資料39で北城評議員からコメントが寄せられております。読ませていただきます。

「一般有識者については、法曹関係の実務経験者に限らず、法務のサービスを受ける社長等経営経験者を加えたほうがよい。第1回評価委員会で議論されたように、柔軟に、多様な人材がロースクール評価に関与することが望ましい」という意見が出ております。この辺について評議員の先生方のご意見を伺いたいと思います。

【本林評議会議長】 この評価員というと、先ほどのお話だとトライアルでは1日、実際の本評価では大体3日ぐらいかけて、付きっきりで見るということになるんでしょうかね。そういう時間を割いていただけるかどうかという物理的な問題が1つあると思うんです。そういうチームの中に5人とか10人とか、早稲田の場合12人というお話で、大きいところは大体10人なんですけれども、そういう人に入っていたほうが、それは視点としては非常にいいだろうと思うんですけれども、ここに北城さんがお書きになったように、法務サービスを受ける側の社長等経営経験者というのはそれだけ時間を割いていただけるかどうかという問題もあるでしょう。最初から最後までチームとして行かなきゃいけないのか、それとも時間的融通だとか、そういうのはつき得るんでしょうかね。それとも法務のロースクールの評価をするためには、ある程度法的なものに若干接触があった有識者でないとなかなか難しいだろうという中身の問題なのか、その辺ちょっと意見があったら開示していただいて。両方ですか。

【由岐事務局長】 オブザーバー的な立場で関与してもらおうという、手法はたくさん考

えられると思うんですけれども、まず第1に、純粋に法科大学院関係者しかだめという考え方は当財団では基本的にとっていないものですから、全く大学を知らない人が大学評価をできるのかという問題が1つあると思います。法曹養成という関係でいえば、法律家に接触して、法律家に意見がある人も、これもまたたくさんいる。この中でこの財団のスタンスをどのようにすればいいか。スタンスを決めた後、評価員として具体的に入っていただくのがいいか。今、議長がおっしゃったように一部だけ入っていただくという手法、あるいはオブザーバーという手法とか、いろいろ考えられると思うんですけれども、いずれにしてもその手法はさておいて、関与してもらうことがそもそもいいのか。いいとして、どのような資格要件というものが考えられるのかについてご検討いただければと思います。

【本林評議会議長】 ご意見ございましょうか。

【由岐事務局長】 入っていただくことはよろしいですか。

【本林評議会議長】 資格要件は広げておいてもいいんじゃないでしょうか、あまり絞らなくても。それで具体的に入っていただき方を工夫をするということが筋なんじゃないかな。

【由岐事務局長】 実務法曹と接する機会を継続して有していたこと程度でもよろしいでしょうか。

【本林評議会議長】 これだと()と()で、「かつ」ですね。「アンド」でしょう。ちょっときついかもしれないですね。

【由岐事務局長】 たとえば自治体で法務をやっている方なんかにも法科大学院を見てもらうということも方法のひとつかなと思うんですけれども、今のところその方法は我々、少なくともほかの機関ではないんです。そうしますと、()は、法務もしくはこれに類する業務を担当したという概念がまた問題になりますので、広く認めていただいたほうがいいかなとは思うんですけれども、今度は、裁量の幅が広すぎるということで、評価される側から疑問が出されるかなと思います。

【佐柄木評議員】 実際上、公募するわけですか。

【由岐事務局長】 評価員名簿に登載する際、公募という形をとらせていただくことも考えられますけれども、その中から具体的な評価員になっていただく段階では評価委員会であらためて選任するという形になろうかと。

【佐柄木評議員】 資格要件そのものは広くても構わないということですね。北城さんは経営経験者という言葉で書かれていますが、経営経験者に必ずしも限る必要はない。N

GOの方もいるでしょうし、もうちょっと広げてもいいんじゃないかなという気はしますね。そこは入口は広げておいて、実際に承認する手続の段階があるんでしょから、その段階で絞ればいいんでしょう。

【本林評議会議長】 片山知事、どうでしょう。

【片山評議員】 私も広くしておいたほうがいいと思いますね。人によりけりだと思うんです。それはだれが選ぶんですか。評価員はここで選ぶんですか。

【飯田常務理事】 評価委員会です。

【片山評議員】 評価委員会ですか。そこで厳密に個人ごとに審査されたらいいんじゃないでしょうか。

さっき自治体の話をされましたけれども、自治体も法務行政があるんですけれども、実はそこは随分お粗末でして、実際に自治体内でイニシアチブをとって法務を、例えば訴訟なんかをやっているというのはあまりないです、自治体は今まで。やっているのは東京都ぐらいかもしれないです。今、私のところは一生懸命養成していますし、法曹とまあ一緒にコラボレーションできるような仕組みを作っていますけれども、まだまだ少ないですから、多少幅広にされておいたほうがいいと思います。

【本林評議会議長】 この()でもかなり絞っていますよね。一般有識者というのは、()アンド()というのはかなりきびしい。佐柄木さんの提案だと()だけでもいいんじゃないかと。

【佐柄木評議員】 そうですね。もうちょっと広げてもいいかなと。

【本林評議会議長】 もうちょっと広げてもいいと。ああ、そうですか。

【佐柄木評議員】 大学評価といったものに広い関心を持っているとか。ただ実際に出てくる人というのは、例えば社長なんていうのは多分ないでしょう。経験者ということならあると思いますけどね。OB、リタイアされて関心を持っている人、例えば法務の経験者とか。実際に応募してくる段階ではいろんなことがあると思いますので、その辺はどういう言葉がいいかわかりませんが、なるべく広くしておいて、エンドユーザーの立場から法科大学院の教育について関心を持っている人ということでもいいんじゃないでしょうかね。

【由岐事務局長】 事務局のほうで検討いたします。

【本林評議会議長】 そうですね。それでは広げておいて、具体的妥当性のところはまた評価委員会でやっていただくと。

【由岐事務局長】 法曹のあり方、法曹養成に関心を有する人という程度でもいいと聞きましたので、そこをちょっと事務局のほうで検討してみます。

【本林評議会議長】 そうですか。じゃ、ワーディングはもう少し検討させていただくということで、できるだけ広めにとということでよろしいでしょうか。

議題としては大体これで完了しました。ほんとうは法科大学院の教育と第三者評価の役割についてということで何う時間を設けようと思っていたんですが、12時になってしまいましたので。次回は大体いつごろお考えでしょうか。

【飯田常務理事】 評価基準の改訂案ができる10月もしくは11月ぐらいになると思います。早めに日程調整をさせていただきたいと思います。

【本林評議会議長】 それでは、先ほどサマリー等具体的な大学の評価に関する文書とか、そういうのは守秘義務ということでひとつ厳守いただくということでよろしくお願います。

では、きょうはこれで終わらせていただきます。どうも長時間ありがとうございました。